

## ご利用留意事項（令和6年4月1日現在）

### 【利用の不承認】

下記のいずれかに該当する場合、利用の承認を行わないものとします。

- ・ 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがある場合。
- ・ 他人に迷惑を及ぼすおそれがある場合。
- ・ 利用者が反社会的勢力等(暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに準ずる者)である場合。
- ・ 施設等を汚損し、又は破損するおそれがある場合。
- ・ 使用目的が直接的また間接的に政治・宗教活動等に関係する場合。
- ・ その他、当社が利用を適当でない判断する場合。

### 【利用承認の取り消し】

下記のいずれかに該当する場合、利用の承認を取り消すことがあります。また、承認の取り消しによって利用者が損害を受けても、当社は賠償の責任を負いません。

- ・ 利用者が利用に関する規定に違反し、又は違反するおそれがある場合。
- ・ 利用者が申請内容の全部または一部に虚偽の内容を記載することにより、不正に利用の承認を受けた場合。
- ・ 過去の契約に違反した者またはその関係者であると当社が判断した場合。
- ・ 災害その他の緊急事態により利用することができなくなった場合。

### 【原状回復について】

- ・ 利用終了後、直ちに利用者の負担で原状回復を実施し、原状回復の確認をもって、利用終了とする。
- ・ 利用中に施設及び設備・備品等を破損、毀損または紛失された場合は、利用者がその損害額を賠償する。
- ・ 原状回復義務を履行しないときは、これを代行し、それに要した費用を利用者へ請求することができるものとする。

### 【禁止事項】

下記に該当する行為はしてはいけません。

- ・ 利用の承認を受けた内容を変更し、又は利用目的以外に使用する行為
- ・ 利用の承認を受けた後、利用の権利を譲渡・転貸する行為
- ・ 発火し、もしくは引火しやすいまたは爆発のおそれのある物品を持ち込む行為
- ・ 関係諸官庁への届出および受理なしに、火気を使用する行為
- ・ 通行の妨げとなるものまたは広告物を設置する行為
- ・ ごみその他の廃棄物の投棄、その他不衛生な行為
- ・ 故意に設備・備品等を傷付け、もしくは汚し、または原状を変更する行為
- ・ 法令に違反する行為または犯罪行為に関連する行為

- ・他の利用者またはその他第三者に対する詐欺または脅迫行為
- ・公序良俗に反する行為
- ・反社会的勢力等へ利益を供与する行為

#### 【使用料金】

利用の承認を得た場合、使用料金を速やかに支払うこと。

- ・支払いがない場合、利用承認を取り消す場合もある。
- ・支払い方法は、現金または振込とする。(振込手数料は利用者が負担する。)
- ・支払い後のキャンセルについては、キャンセル料が発生する。
- ・キャンセル料は7日前50%、2日前100%とする。
- ・契約条件の変更をする場合がある。既に契約済の場合は契約時の条件となる。

#### 【関係法令の遵守】

利用する場合は、関係法令（道路法、道路交通法、消防法、食品衛生法、著作権法など）を遵守すること。

※火気使用器具（こんろ、ストーブ、電子レンジ、オーブントースター、IHクッキングヒーター、ポータブル発電機など）を用いる場合、消防署への届出等は利用者が行うこと。

※保健所への申請等は利用者が行い、届出済証等の写しを提出すること。

#### 【周辺施設との調整】

- ・利用に際し、必要に応じて利用者は商店街、周辺店舗等と事前に調整を行うこと。
- ・通行人の妨げにならないように動線を確保すること。
- ・火器等を使用する場合は、煙・臭い等について周辺への影響について十分に考慮すること。
- ・音響等を使用する場合は、騒音等について十分考慮すること。
- ・照明等を使用する場合は、周辺環境への影響等について十分考慮すること。
- ・テント設置の場合は風で飛ばないようにすること。
- ・電気が無い会場があるので、事前に確認すること。